

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 労政事務所長に対する権限委任に関する規則
- ◇告示 医療機関の指定
道路の区域変更
道路の供用開始
指定医療機関の辞退
牛のダニ駆除及びピロプラズマ病検査並びにひな白痢検査
牛その他の移入禁止区域の指定
土地改良区の成立
- ◇正誤 昭和三十四年十月二十三日付鳥取県告示第五百六十六号中訂正

規則

労政事務所長に対する権限委任に関する規則をここに公布する。

昭和三十四年十月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十三号

労政事務所長に対する権限委任に関する規則

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十四年政令第二百三十二号）に基づき行う知事の職権は、労政事務所長に委任する。

附則

この規則、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第五百八十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十四年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称
昭和三十四年十月二十九日 大谷医院

所 在 地
鳥取県八頭郡家町宮谷二二一の五
管轄保健所名
郡家保健所

鳥取県告示第五百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定による道路の区域を、同法第二十七条第一項及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第三十九条の規定により、中国地方建設局長が次のように変更した。

その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十四年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類 一級国道
路線名 二十九号
道路の区域

区 間	区分	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県八頭郡家町大字 大野ヲワタニニ〇二番一 地から	変更前	五、五七、三二、四		
中原字塔の元五番一 地から	変更後	一〇、一六、七二、二、四		拡幅
郡家字神馬三七八次一 番	変更前			
五地から	変更後	一〇、二〇、三、〇六一		付替
下坂字村垣四九五番六 地	変更前			
岩美郡津ノ井村大 字海蔵寺字土居五六番三 八地から	変更前			
紙子谷字門所谷二〇番五 地まで	変更後	二二、二四		付替

鳥取県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木

部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十四年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類 一級国道
路線名 九号
道路の区域

区 間	区分	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県米子市二本木字長 田八七四番地先から	変更前	五、五七		
端三五五番一 地先まで	変更後	七、五		
吉岡字大川	変更後	一四、二、五一、七		

道路の種類 県道
路線名 江北倉吉
道路の区域

区 間	区分	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県東伯郡北条町地先 天神川左岸断面抗二 七キロメーターから	変更前	四、二、四五、七		
神川断面抗五、三キロ メートルまで	変更後	五、二、四五、七		河川改修 工事拡幅

路線名 米子大山
道路の区域

区 間	区分	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県米子市吉岡字大 川端三五五番一 地先から	変更前	八	七三七	
後一八二番二 地先まで	変更後			一級国道九号 線に重復する ため

鳥取県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基き、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、この告示の日から一月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十四年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一級国道	九号	鳥取県米子市二本木字長田 八七四番地先から 吉岡字大川端 三五五番一 地先まで	昭和三十四年 十月三十日

県道
江北倉吉
東伯郡北条町天神川左 岸断、トールから 断、トールから 断、トールから 断、トールから 断、トールから 断、トールから

鳥取県告示第五百八十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

昭和三十四年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 名称 所在地

昭和三十四年 山口医院 鳥取市川端三丁目六〇番地

鳥取県告示第五百八十七号

次のように牛のダニ駆除及びピロプラズマ病検査並びにひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、牛及び鶏の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命

ずる。

昭和三十四年十一月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢及びピロプラズマ病予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ピロプラズマ病検査

牛。ただし、生後四月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

だに駆除……BHC 剤散布

ひな白痢検査……ひな白痢急速診断法

別表一 ひな白痢検査

実施月日	実施区域	実施場所
十一月二日	八頭郡家町市場	山崎種鶏場
四日	佐治村高山	上田
五日	森坪	西尾
五日	用瀬町金屋	加賀田
六日	赤波	入江
六日	用瀬	大家
六日	鷹狩	西村昇
七日	八東町南	西村保
七日	杉原	森尾
七日	杉原	杉原
九日	若桜町吉川	尾崎
九日	大野	稲田
九日	須澄	藤原
十三日	河原町天神原	田中
十三日	河原町天神原	田淵

渡一本	岸本
高福	水本
郷原	福田
山手	蓮仏嘉寿
蓮仏安弘	蓮仏安弘
蓮仏嘉一	蓮仏嘉一
上原	上原
橋本	橋本
窪田	窪田
保本	保本
岩本	岩本
沖田	沖田
安木	安木
漆原	漆原
山根	山根
竹内	竹内
前田	前田
山村	山村
智頭町駅裏	
小畑	
弓河内	
用瀬町安蔵	
別府	
赤波	
河原町神馬	
小河内	
今在家	
渡一本	
高福	
郷原	
山手	
蓮仏安弘	
蓮仏嘉一	
上原	
橋本	
窪田	
保本	
岩本	
沖田	
安木	
漆原	
山根	
竹内	
前田	
山村	
智頭町駅裏	
渡一本	
高福	
郷原	
山手	
蓮仏安弘	
蓮仏嘉一	
上原	
橋本	
窪田	
保本	
岩本	
沖田	
安木	
漆原	
山根	
竹内	
前田	
山村	
智頭町駅裏	

二十日	坂原	国岡
"	下山	谷村
"	上町	原田
"	本折	谷口
"	西野	春摘
二十四日	船岡町船岡	中原
"	"	木島
"	郡家	岸本
二十五日	橋本	藤田
"	塩上	青木
"	殿	山根
"	"	田中
二十六日	智頭町篠坂	桜谷
"	"	国政
二十七日	智頭	北山
"	早瀬	白間
二十八日	"	小林
三十日	郡家町花	細田

"	市谷	井上
"	"	谷本
"	西御門	宮本
十二月一日	八東町日田	横町
別表二 牛のダニ駆除及びピロプラズマ病検査		
実施期日	実施区域	実施場所
十一月一日	日野郡日南町	大宮家畜検診所
二日	"	阿毘縁
三日	"	山上
五日	"	日野上
六日	"	石見
七日	"	"
八日	"	福栄
九日	"	多里
十日	"	大宮
十二日	"	阿毘縁
十三日	"	山上
十四日	"	日野上

鳥取県告示第五百八十八号
 昭和三十四年十月鳥取県告示第五百二十四号により指定した牛その他の物品の移入を禁止する区域のうち、鹿兒島県は、昭和三十四年十一月四日限り取り消す。
 昭和三十四年十一月四日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百八十九号
 牛の流行性感冒予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第五十二号）第一条の規定により、昭和三十四年十一月四日から牛その他の物品の移入を禁止する区域として、愛知県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、三重県及び千葉県を指定する。

昭和三十四年十一月四日
 鳥取県知事 石 破 二 朗
 鳥取県告示第五百九十号
 気高郡気高町大字下光元池原恒一ほか十五名の者から申請のあつた下光元土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第二項の規定により昭和三十四年十月二十八日成立した。
 昭和三十四年十一月四日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

正 誤

昭和三十四年十月二十三日付鳥取県告示第五百六十六号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。
 頁 段 行 誤 正
 5 上 終りから 1 保険業剤師 保険医